

世田谷区消火器薬剤補充等に係る助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区が火災発生時に消火活動に協力した区民等が使用した消火器に対し当該使用後に消火器の薬剤補充等の助成を行うことにより、区民等の消火活動に伴う経済的負担の軽減を図り、もって区の火災予防の施策に資することを目的とする。

(薬剤補充等の助成の対象となる消火器)

第2条 薬剤補充等の助成の対象となる消火器(以下「協力消火器」という。)は、世田谷区内又は世田谷区に隣接する区又は市(世田谷区との境界から概ね100メートル以内の地域とする。)で発生した火災の消火活動に協力して使用した消火器で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 世田谷区内の一戸建て住宅に居住する個人(世帯を含む。以下同じ。)が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (2) 世田谷区内の共同住宅(同一敷地内に複数棟の住宅がある場合を含む。以下同じ。)に居住する個人が所有する消火器で、当該個人が居住する住宅等以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (3) 世田谷区内の共同住宅に居住する個人が所有する消火器で、当該共同住宅内の他の世帯の部屋等の火災に対して使用したもの
- (4) 世田谷区内の共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅以外の建物等の火災に対して使用したもの
- (5) 世田谷区内に所在する民間事業所が所有する消火器で、前各号に掲げるものに相当すると認められるもの
- (6) 世田谷区外に居住する個人又は世田谷区外に所在する民間事業者が所有する消火器で、世田谷区内の火災に対して使用したもののうち、当該個人の居住地又は事業所の所在地が属する区又は市からこの要綱による助成と同等の助成制度が適用にならないもの

(薬剤補充等の助成の対象とならない場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による薬剤補充等の助成の対象としない。

- (1) 官公署、国公立学校に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合

(2) 公設民営の施設又は事業所等に設置されている消火器を消火協力のために使用した場合

(3) 共同住宅に法令の定めにより設置されている消火器で、当該共同住宅の火災に対して使用した場合

(4) 火災の原因について責任を有する者が、当該火災に対して使用した場合
(助成の方法)

第4条 助成の方法は、協力消火器への薬剤補充等による現物給付とする。

(助成に係る手続等)

第5条 区長は、薬剤補充等の助成を希望する協力消火器の所有者に、世田谷区消火器薬剤補充等助成申請書兼請求書(第1号様式)により申請させるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等を確認し、審査のうえ助成の可否を決定するものとする。

3 区長は、助成の可否を決定したときは、その決定内容を速やかに申請した者に対し世田谷区消火器薬剤補充等助成の可否決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、助成を可としたものについて助成を行うものとする。

4 助成が終了したときは、申請した者に対し消火器薬剤補充等助成確認票(第3号様式)を提出させるものとする。

(個人情報の外部提供)

第6条 区長は、区が委託する業者を用いて薬剤補充等の助成を行う場合は、協力消火器の所有者の住所、氏名、電話番号、消火協力の内容、使用した消火器の保管場所、規格、数等の個人情報について区から当該委託業者に通知することをあらかじめ協力消火器の所有者から同意を得たうえで行わなければならない。

(虚偽の申し出等により助成を受けた場合の措置)

第7条 区長は、薬剤補充等の助成を受けた者が、虚偽の申出等により、この要綱の規定に反して助成を受けたものであると認めるときは、助成に要した費用の返還を求める等の措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日より施行する。